

令和5年  
11月  
スタート

# 埼玉県 思いやり駐車場制度

(パーキング・パーミット制度)



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっちゃん」

区画が必要な方のために、  
ご理解とご協力をお願いします



## 埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

**利用証(3種類)**  
(駐車時にルームミラーに掲示)

**利用できる駐車区画**

交付対象者、申請方法は裏面をご覧ください。

区画のある施設は県ホームページで確認できます。

種類	車椅子使用者用	要介護高齢者 障害者等用	妊産婦 けが人等用
デザイン			
有効期間	なし (要件に該当しなくなるまで)	あり	あり
区画の利用	「車椅子使用者用駐車区画」を優先利用	「優先駐車区画」を優先利用 「優先駐車区画」がない駐車場では、 「車椅子使用者用駐車区画」の利用も可。 (区画に余裕がある場合に限る)	

種類	車椅子使用者用 駐車区画	優先駐車区画
概要	車椅子使用者が優先的に利用できる幅の広い駐車区画 (幅員3.5メートル以上)	幅の広い区画は必要ないものの、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な方が優先的に利用できる駐車区画 (幅員3.5メートル未満)
区画表示・整備例	 3.5m以上	 3.5m未満



## 交付対象者

区分		交付基準	利用証の色	申請に必要な書類など	
身体障害者	視覚障害	4級以上	緑	身体障害者手帳	
	聴覚障害	3級以上	緑		
	平衡機能障害	5級以上	緑		
	肢体不自由	上肢	2級以上		緑
		下肢	6級以上		緑(2級以上の車椅子常時使用者は青)
		体幹	5級以上		緑(3級以上の車椅子常時使用者は青)
		脳原性運動機能障害	上肢機能		2級以上
	移動機能		6級以上		緑(2級以上の車椅子常時使用者は青)
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上	緑		
知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がA以上の方		緑	療育手帳	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の方		緑	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者	特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		緑	次のいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の方		緑(要介護3以上の車椅子常時使用者は青)	介護保険被保険者証	
妊産婦	妊娠7箇月から産後1年までの方 (出産後は乳児と同伴の場合に限る)		オレンジ	母子健康手帳	
けが人など	医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方(原則1年以内)		オレンジ	次のすべて ・医師の診断書若しくは意見書 又は公的機関の証明書など ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方	医師の診断や福祉サービスの利用票、車椅子購入の領収書などにより、車椅子の常時使用が必要であると認められる方		青		

## 申請方法

- 交付申請書（ホームページからダウンロード）に必要な添付書類を添えて、お住まいの市町村の窓口での申請又は県への電子申請、郵送申請をすることができます。ご家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要です。

### 窓口申請

- お住いの市町村の窓口で申請できます。
- 窓口の詳細は県ホームページで確認してください。

### 電子申請・郵送申請

- 県福祉政策課で電子申請、郵送申請を受け付けています。



電子申請はこちらから

制度の詳細は県ホームページをご覧ください

埼玉県思いやり駐車場制度 検索

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking\\_permit.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html)



お問い合わせ

埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 TEL 048(830)3223 FAX 048(830)4801